

## 市民福祉委員会会議録

### 1. 開催年月日

平成28年 6月22日 開会 9時58分 閉会 10時23分

### 2. 開催場所

委員会室

### 3. 出席委員名

三輪 順治	河合 謙治	荒木 謙二	坊野 公治
大鳴 二郎	宮地 俊則	佐藤 豊	

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 議長 上野 安是

(2) 副議長 西田 久志

(3) 説明員

副市長	三宅 生一	市民生活部長	北村 宗則
健康福祉部長	山田 正人	病院事務部長	野崎 正広
市民生活部次長	北村 容子	健康福祉部次長	猪原 忠教
病院事務次長	中原 康夫	市民生活部参与	藤井 護
環境課長	柚野 裕正	子育て支援課長	和田 広志
介護保険課長	川上 邦和	健康医療課長	田平 雅裕
健康福祉部参事	三村 信介	甲南保育園長	青江 淳子
芳井保育園長	三宅 弘美	偕楽園長	竹井 博範
芳井支所長	三宅 孝一	美星支所長	金高 常泰
福祉課長補佐	伊達 卓生	戸籍住民係長	池田 真弓

(4) 事務局職員

事務局長	川田 純士	事務局次長	岡田 光雄
主査	大山 次郎		

## 6. 傍聴者

- (1) 議員 三宅文雄、簗戸利昭、森本典夫
- (2) 一般 0名
- (3) 報道 0名

## 7. 発言の概要

**委員長（三輪順治君）** 一、二分前でございますが、全員おそろいでございますので、ただいまから市民福祉委員会を開催いたします。皆さんおはようございます。

初めに、副市長のごあいさつをいただきます。

### 〈副市長あいさつ〉

**副市長（三宅生一君）** 皆さんに改めまして、おはようございます。

ことしの梅雨は本当に梅雨らしい梅雨だなというふうにも思っております。この雨によりますところの土砂災害を初めとする自然災害には、危機管理監を初め万全の態勢を整えて、減災に努めていきたいというふうにも思っております。

また、本日は第24回の参議院通常選挙の公示日でもあります。全職員には先日、服務規律の確保について通達をしたところでもあります。さらに、選挙期日の投開票の事務であります。事務従事者が実人員で281人ということになっております。幹部の一部を除き全員体制で臨むという、非常に厳しい人的配置でもって臨んでいきたいというふうにも思っております。なお、あすからは期日前投票ということになってくるわけですが、市役所の中といいますか、市民サロンで期日前投票が行われるわけですが、2階等でありますけど、シャッターあるいは目隠しの養生などを施します。また、2階から4階の渡り廊下につきましても通行していただかないということにしておりますので、皆様方にはご理解とご協力をお願い申し上げたいというふうにも思っております。

さて、そうした中、本日は市民福祉委員会を開催いただきました。皆様方には何かとご多用の中お繰り合わせをいただきましたこと、改めまして厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

この委員会に付託されております案件であります。条例が2件ということになっております。慎重に審議をいただきながら、適切にご決定を賜りたいというふうにも思っております。

また、お手元に定例会報告事項をお配りをさせていただいております。委員の皆様方には、後ほどお目通しのほうよろしくお願いを申し上げたいと思います。本日はどうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第50号 井原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について〉

委員（大鳴二郎君） おはようございます。

本会議では、4階以上をこの設備が要するというので説明があったと思います。また、美星で、29年度から行われます小規模保育には該当しないということを知ったと思っただけでありますけれども、その中で4階以上はこれをする、3階以下はこれをしないということでもありますので、小規模保育は平家ではありますがそういうことはしないでいいということは、この建築基準法に定めておられるのかどうか、まずそれを伺います。

子育て支援課長（和田広志君） 今回の建築基準法施行令の改正でございますけれども、これについて、実は建築基準法自体は13階建て以上の建物でございますけれども、これを準用して、国が定めております家庭的保育事業等の設備、これについては4階建て以上としるところでございます。ということでございまして、お尋ねの平家については該当しないということでございます。

委員（大鳴二郎君） ということは、これからやるべきところも、この排煙設備は全然必要ないということで解釈してよろしいんですか。

子育て支援課長（和田広志君） 議員さんのおっしゃるとおり必要ございません。

委員（大鳴二郎君） それこそ保育になれば子供たちが入るところでありますけれども、そういうところでこの設備がないということは、もしもそういうことでいろいろ問題が出てきたときには責任をとられるんですね。

子育て支援課長（和田広志君） そもそも、今回の建築基準法施行令の改正に伴う家庭的保育事業等の市の条例の改正でございますが、特別避難階段でございまして、これは、先ほど言いましたが、建築基準法13階建て以上、それを4階建て以上に転用しとるところでございますけれども、つまり何かと言いましたら、13階建て以上でしたら人も多く、火事が起こったときに逃げないといけないということになりますならば、大勢の人が一方向に向かって逃げるといことになります。そのときに、大体煙に巻かれてということが十分考えられますので、そういったことを特別避難階段を13階建て以上にはつけて対応しなさいということでございます。この家庭的保育事業につきましては、考えられるのが乳幼児であったりといったことがございますので、そういうことになったら、4階建て以上になったら逃げる時間がかかるであろう、階段を通過して逃げる、その間に煙に巻かれてというようなことも十分考えられますので、そういった対応をしなさいよといった改正でございまして、先ほど

の美星については平家建てでございますので、そもそもそういった階段等もございませんで、火事の際は平家でございますので階段は使うこともございません。そういったことで逃げるといったことになると思います。

委員（大鳴二郎君） 必要ないということでありますよね。

それと今、答弁の中で13階という、これは国の何でしょうけども、この4階建てをこれから行う場合はこの規制が入るんでしょうけども、市の場合、今現在そういうところがありますか。

子育て支援課長（和田広志君） まず、この家庭的保育事業でございますが、これは本会議で説明しましたとおり、家庭的保育事業、それから小規模保育事業、それから居宅訪問型保育事業、それから事業所内保育事業の4事業でございますけれども、これについて、市のほうではまずは実施しておりません。それから、もし4階建て以上で今後、将来そういったことをすることになれば、そういう点で、この市の基準が該当いたします。

それから先ほど、申しわけございません、建築基準法の13階建て以上と言いましたが、15階建て以上でございます。失礼しました。訂正のほうお願いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員（大鳴二郎君） わかりました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第51号 井原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について〉

委員（大鳴二郎君） 2点ほど。

この第10条第3項第4号中、中学校の次にと書いてあるんですけれども、単純な質問ですけれど、その前に小学校に入って小・中学校ということになるんですね。

まず1点目。

子育て支援課長（和田広志君） 小学校、もっと言いますと幼稚園、小学校、中学校、義

義務教育学校、それから高等学校または中等教育学校のとって続いてまいります。

**委員（大鳴二郎君）** 今の、幼稚園から高校までという意味ですか。

**子育て支援課長（和田広志君）** そのとおりでございます。

**委員（大鳴二郎君）** となれば、この義務教育学校というのは、幼稚園も、これも、高校も、皆義務教育になるということ。

というのと、もう一点は、これは多分学校の義務教育学校を新たな学校の種類として規定しとるんじゃないかと思うんですけど、違うんですか。

**子育て支援課長（和田広志君）** 申しわけございません。説明が悪うございました。

議員さんがおっしゃるとおり、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う、新たな学校の、おっしゃったとおり種類としての義務教育学校ということができましたもので、このたびつけ加えたものでございます。

**委員（大鳴二郎君）** それならわかりました。

井原市としては、今小学校、中学校が当たると、地区に分かれとるということでもありますので、それを一つの施設にするという意味でしょう、このするということは。

**委員長（三輪順治君）** 今の大鳴委員の質問に答えられますか。

**子育て支援課長（和田広志君）** 市町村の教育委員会の判断で、既存の小・中学校などを義務教育学校にできるようになったというものでございます。

**委員（大鳴二郎君）** どうも。説明はというてもわからんのじゃけど。

僕の考えでは、今小中一貫学校ができるということじゃから、施設を一つにまとめるのができるようになったということじゃないんですか。今、別々にありますわな。小学校、中学校が。それを新たにしようと思うたら、別のところへその小中一貫学校はできることも可能であるということじゃねえんですか。多分そういうことは考えてねえじゃろうけども、市が。そういう意味でとれるんじゃないかという。

**健康福祉部長（山田正人君）** この第10条第3項第4号でございますが、ここには学校の種類を掲げております。今現在、改正前でございますが、先ほど課長が言いましたが、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、または中等教育学校と。学校の種類を掲げております。このたびの改正によりまして、新たに小中一貫、義務教育学校が新たに学校の種類として加えられたということで、この学校の種類に義務教育学校を加えているわけでありまして、井原市におきまして、この義務教育学校を設立するとかということではございません。

**委員（大鳴二郎君）** わかりました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（三輪順治君） 以上で本日の議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（三輪順治君） 次に、所管事務調査についてでございますが、本日の所管事務調査事項はございません。

不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたらご発言をお願いいたします。

〈なし〉

委員長（三輪順治君） 以上で所管事務調査を終わります。

閉会に当たり、執行部より何かございましたらお願いいたします。

病院事務部長（野崎正広君） 病院のほうから。

先般、病院職員による不祥事につきまして、この場をおかりしまして、おわびとご報告をさせていただければと存じます。

今回、病院職員による不祥事につきまして、議員の皆様、市民の皆様、関係者の皆様に多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを、心より深くおわび申し上げます。かかる行為は決して許されるものではなく、市民の皆様の信頼を損ねる行為であり、重ねておわび申し上げます。既に、マスコミ発表をさせていただいておりますが、処分に至るまでの経過を簡単に報告、ご説明させていただければと思います。

当該事案は、平成28年3月中旬、時間外の会合、送別会での記念撮影の際に、当該職員は背後から前列に座っている無防備な状況にある女性職員の胸をさわり、もみ、女性職員に屈辱を与えました。また、同日の次の会、2次会ですけれども、被害者は同席しておりません

でしたが、当該職員は複数の職員の面前で、当該セクハラ行為を行った旨の発言を行いました。本件について、病院側が知り得ましたのは事件発生後2週間後の3月下旬であり、このことは、当該職員からの申し出と被害者からのハラスメント苦情申出書の提出があり、ほぼ同時に提出がありました。これを受けまして、井原市民病院のハラスメント防止等に関する規定による苦情処理委員会を開催し、本件は懲戒等の処分が相当と認められたところでございます。また、事実関係を確認すべき被害者、当該職員、会合に参加していた職員から事情の聞き取りを行い、当該職員からも事実関係を認めました。本件の実事関係を取りまとめ、4月中には処分ができるよう事務手続を進めておりましたけれども、懲戒処分の審議を、今回から井原市職員分限懲戒等審査会ではなく、井原市病院企業職員就業規則の規定に法り、市民病院での分限懲戒等審査会で行うこととなり、審査会を立ち上げ、委員として外部委員、有識者でうち1名は女性、それから弁護士1名を含めた9名で構成し、5月10日に審査会を開催いたしました。審査会の答申を受けて、任命権者たる病院事業管理者が処分を決定いたしました。また、外部マスコミ公表につきましては、井原市職員の懲戒処分等に関する公表の基準により停職処分以上が公表の対象となりますけれども、被害者が公表を望まない場合には公表しないことができるとされていることから、被害者に打診を行い、その回答を受けて最終的に5月20日に懲戒処分を実施したところでございます。再発防止に向けまして、5月20日、臨時の診療代表者会議を開催し、職員に対し綱紀粛正の周知徹底を図ったところであり、院内全員に周知したところでございます。

また、6月17日、先日には、社会保険労務士を講師にハラスメント防止の職員全体研修を実施いたしました。今後も継続的に研修を実施していく予定としております。

最後に、信頼回復に向けまして、院長以下職員一丸となりまして、今まで以上に業務に精励し、また医療サービスの向上に努めてまいり所存でございますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**委員（大鳴二郎君）** 今、部長さんがおわびということでは言われたわけでありませうけれども、この今のことは、市民福祉委員会だから言うた、この議員さんが市におられる中で言われたということで、市民の方にもちょっと一言おわびしますと言われたんですけど、そういうことは市民にどうやって知らせるんですか、今言われたこと。

**病院事務部長（野崎正広君）** 市民の皆様というか、新聞にはコメントは出ささせていただきましたけれども、処分後に1週間、朝の8時半から病院で診療開始前にごあいさつをさせていただいておりますが、そこで院長みずから、1週間朝の8時半のごあいさつの段階で、おわびのごあいさつはさせていただいたところでございます。

**委員（大鳴二郎君）** ということは、この市民福祉委員会ですって、本会議じゃ別に考えとらんといえや考えとらんでよろしいけど、考えてないですね、もう。

**病院事務部長（野崎正広君）** 委員会で報告させていただこうということで、この場で報告をさせていただきました。

**委員（大鳴二郎君）** 部長もそう言われたのはちょっとおかしいなと思うんですけども、まあよろしいわ。

**委員長（三輪順治君）** どうもご報告ありがとうございました。

副市長のほうから、ご発言を伺います。どうぞよろしくをお願いします。

〈副市長あいさつ〉

**副市長（三宅生一君）** それでは、終わりに当たりまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきますたいというふうに思います。

委員の皆様方には、終始熱心にご議論等をいただきました。なおかつ、適切なご決定を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。さきに病院の部長が申し上げましたが、かかる事案について、職員一丸となって、病院発とというものの職員一丸となって綱紀肅正に努め、汚名返上、名誉回復に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、これから日に日に暑くなってくるというふうに思いますが、委員の皆様方にはくれぐれもご自愛をいただきながら、ますますのご発展を祈念申し上げ、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきますたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

**委員長（三輪順治君）** それでは以上をもちまして市民福祉委員会を閉会いたします。ご苦勞さまでございました。